



お忘れのないようお願いします

令和3年度 固定資産税(償却資産)の申告

問い合わせ 資産税課 ☎229-3132 FAX229-3331

法人や個人が事業を営むために所有している構築物・機械・器具・備品などを償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

令和3年1月1日時点で、市内に償却資産を所有する人は、多少にかかわらず申告してください。申告書などは、12月上旬に発送予定です。申告書が届かない場合はご連絡ください。

課税対象となる償却資産の例(業種別抜粋)

業種	償却資産
共通	舗装路面、外構、看板、パソコン、コピー機、太陽光発電設備
小売店	商品陳列用家具、冷蔵庫、冷凍庫
飲食店	接客用家具、厨房設備、カラオケセット、冷蔵庫、冷凍庫
理・美容業	理容および美容機器、サインポール、テレビ
駐車場	駐車装置、照明などの電気設備
工場	旋盤、金型、プレス機器、洗浄給水設備、溶接機
建設業	パワーショベル、ポータブル発電機
ガソリンスタンド	給油配管設備、洗車機、独立したキャノピー
農業・漁業	農業用ハウス、農業用機械、農業用器具、漁船

ただし、次の資産は対象外となります。

- 自動車税・軽自動車税の課税客体
- 耐用年数1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの(少額償却資産)
- 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの(一括償却資産)

申告書の提出を

提出方法 2月1日(月)までに資産税課または同課久居分室、各総合支所市民福祉課へ ※提出期間近になると窓口が混雑します。申告書の書き方が分からない場合は、資産税課までお問い合わせください。

- 津市から送付した償却資産申告書
- 確定申告書
- 固定資産台帳など減価償却資産の明細が分かる書類

※申告がない場合は条例に基づき10万円以下の過料が科されることがあります。また、申告誤りなどがあった場合は、現年度を含め最大5年度分の修正申告を求めています。

eLTAX(エルタックス)による電子申告

津市では、固定資産税(償却資産)の申告にeLTAXを導入しており、自宅やオフィスからインターネットを利用して申告できます。

利用には事前に届け出が必要ですので、詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 中小事業者の皆さんへ

同感染症の影響により、事業収入が30%以上減少している中小事業者(個人、法人)は令和3年度の固定資産税・都市計画税の軽減が受けられる場合があります。詳しくは津市ホームページをご覧ください。



今年度は市内各所を巡るスタンプラリーやオンラインなどで開催!

つ・環境フェスタ

問い合わせ 環境政策課 ☎229-3212 FAX229-3354

12/16水 ~ 2/17水

今年度の「つ・環境フェスタ」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンライン上での映像配信や市内を巡るスタンプラリーなど期間と場所を分散して開催します。

内容 ビンゴゲーム…環境がテーマの動画を見て、ビンゴゲームに参加し景品が当たる抽選に応募スタンプラリー…道の駅や参加事業所を巡ってス

タンプを集め、景品が当たる抽選に応募津がんばるマルシェ…津センターパレスなどで開催中の津がんばるマルシェで、環境活動の紹介や地産品の販売等

※参加方法など詳しくは、津市ホームページをご覧ください。

